

許可の概要

松田清掃株式会社

一般廃棄物収集運搬業

令和5年7月1日現在

都道府県 政令都市	許可番号	許可年月日 有効年月日	事業の範囲
下関市	第11004号	令和4年4月1日 令和6年3月31日	一般廃棄物(ごみ) 保管積替えを含まない 営業区域 奥山工場処理区(旧下関・菊川・豊田)

産業廃棄物収集運搬業

都道府県 政令都市	許可番号	許可年月日 有効年月日	事業の範囲
下関市	第7510035885号	令和3年3月25日 令和10年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥・廃アルカリ・廃酸 以上3種類(保管積替えを含む) ・燃え殻・ばいじん・鉱さい 以上3種類(保管積替えを含まない) ・紙くず・繊維くず・動植物性残さ・木くず・がれき類 以上5種類(保管積替えを含む。) ・廃油・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・廃プラスチック類・金属くず 以上4種類(保管積替えを含む。) ゴムくず 以上1種類(保管積替えを含まない。)
山口県	第3500035885号	平成30年3月12日 令和7年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) ・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、 廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、が れき類、ばいじん
福岡県	第4000035885号	平成30年4月2日 令和7年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車破砕物を除く。) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車破砕物を除く。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、がれき類(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリについては、水銀含有ばいじん等を含む。)以上14品目

特別管理産業廃棄物収集運搬業

都道府県 政令都市	許可番号	許可年月日 有効年月日	事業の範囲
山口県	第3550035885号	令和5年3月17日 令和12年3月16日	燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・鉱さい・ばいじん・廃石綿等 以上8種類
福岡県	第4050035885号	令和2年5月1日 令和9年4月30日	廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、廃石綿等、ばいじん、燃え殻、汚泥 以上8種類

産業廃棄物処分業

都道府県 政令都市	許可番号	許可年月日 有効年月日	事業の範囲
下関市	第7520035885号	令和3年3月25日 令和10年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 中間処理(圧縮減容、破砕) 産業廃棄物の種類 圧縮減容: 廃プラスチック類、金属くず 以上2種類 破砕: 汚泥(廃乾電池に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、がれき類 以上9種類(自動車破砕物を除く。) これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。